

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公表番号】特表2018-510217(P2018-510217A)

【公表日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2017-568013(P2017-568013)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/87	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	39/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	36/73	(2006.01)
A 6 1 K	36/82	(2006.01)
A 6 1 K	36/63	(2006.01)
A 6 1 K	36/45	(2006.01)
A 6 1 K	36/81	(2006.01)
A 6 1 K	36/9066	(2006.01)
A 6 1 K	36/38	(2006.01)
A 6 1 K	36/534	(2006.01)
A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 K	31/51	(2006.01)
A 6 1 K	31/593	(2006.01)
A 6 1 K	31/714	(2006.01)
A 6 1 K	31/4415	(2006.01)
A 6 1 K	31/375	(2006.01)
A 6 1 K	31/733	(2006.01)
A 6 1 K	31/575	(2006.01)
A 6 1 K	31/07	(2006.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
A 6 1 K	38/39	(2006.01)
A 6 1 K	31/122	(2006.01)
A 2 3 L	33/105	(2016.01)
A 2 3 L	33/11	(2016.01)
A 2 3 L	33/10	(2016.01)

【F I】

A 6 1 K	36/87	
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	39/06	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	36/73	
A 6 1 K	36/82	
A 6 1 K	36/63	
A 6 1 K	36/45	
A 6 1 K	36/81	
A 6 1 K	36/9066	
A 6 1 K	36/38	
A 6 1 K	36/534	
A 6 1 P	43/00	1 1 1

A 6 1 K	31/198
A 6 1 K	31/51
A 6 1 K	31/593
A 6 1 K	31/714
A 6 1 K	31/4415
A 6 1 K	31/375
A 6 1 K	31/733
A 6 1 K	31/575
A 6 1 K	31/07
A 6 1 K	31/202
A 6 1 K	38/39
A 6 1 K	31/122
A 2 3 L	33/105
A 2 3 L	33/11
A 2 3 L	33/10

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月11日(2019.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

酸化ストレス調節組成物であって、

リンゴ、ブドウ、緑茶、およびオリーブの抽出物の組み合わせを、等量のいずれか1つの抽出物、または前記抽出物の合計によって提供されるよりも高い抗酸化活性を提供する量で有する組成物。

【請求項2】

請求項1に記載の組成物において、前記リンゴ抽出物は種マルス・プミラ(*Malus pumila*)の抽出物を有する組成物。

【請求項3】

請求項1に記載の組成物において、前記ブドウ抽出物は、種ヴィティス・ヴィニフェラ(*Vitis vinifera*)の抽出物を有する組成物。

【請求項4】

請求項1に記載の組成物において、前記緑茶抽出物は、種カメリア・シネンシス(*Camellia sinensis*)の葉の抽出物を有する組成物。

【請求項5】

請求項1に記載の組成物において、前記オリーブ抽出物は亜種オレア・エウロパエア・エウロパエア(*Olea europaea europaea*)の抽出物を有する組成物。

。

【請求項6】

請求項1に記載の組成物において、前記組成物中の前記抽出物の少なくとも1つは、他の抽出物の少なくとも1つの量とは異なる量で存在する組成物。

【請求項7】

請求項1に記載の組成物において、前記リンゴ、ブドウ、緑茶、およびオリーブの抽出物は、約1:1:1:1の重量比で前記組成物中に存在する組成物。

【請求項8】

請求項1に記載の組成物において、前記リンゴ、ブドウ、緑茶、およびオリーブの抽出

物は、約 6 : 1 : 3 : 1 の重量比で前記組成物中に存在する組成物。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の組成物において、前記リンゴ、ブドウ、緑茶、およびオリーブの抽出物は、葉、皮、外皮、果肉、果汁、種子、またはこれらの組み合わせを有する組成物。

【請求項 10】

請求項 1 に記載の組成物であって、さらに、少なくとも 1 つの一次または二次治療剤を有する組成物。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の組成物において、前記少なくとも 1 つの一次または二次治療剤は、ベルガモット、マンゴスチン、ベルベリン、アルギニン、シトルリン、グルタミン、亜鉛、ビート、ロクロ (10c10)、タンパク質、クルクミン、フィトステロール、魚油、CoQ10、ビタミン、纖維、イヌリン、およびこれらの組み合わせから成る群から選択されるメンバーを有する組成物。

【請求項 12】

請求項 10 に記載の組成物において、前記少なくとも 1 つの一次または二次治療剤は、ベルガモットを有する組成物。

【請求項 13】

請求項 10 に記載の組成物において、前記少なくとも 1 つの一次または二次治療剤は、マンゴスチンを有する組成物。

【請求項 14】

請求項 10 に記載の組成物において、前記少なくとも 1 つの一次または二次治療剤は、ベルベリンを有する組成物。

【請求項 15】

請求項 1 に記載の組成物において、前記組成物は医薬的に許容可能な担体をさらに有する組成物。

【請求項 16】

請求項 1 に記載の組成物において、前記組成物は経口投与製剤である組成物。

【請求項 17】

請求項 16 に記載の組成物において、前記経口剤形は、カプセル、錠剤、粉末、飲料、シロップ、懸濁液、または食品を有する組成物。

【請求項 18】

請求項 1 に記載の組成物において、前記抗酸化活性は、ストレス関連性病態および代謝障害を調節する組成物。

【請求項 19】

請求項 1 に記載の組成物において、前記抗酸化活性は酸化 LDL を調節する組成物。

【請求項 20】

請求項 1 に記載の組成物であって、さらに、ブルーベリー濃縮物、トウガラシ抽出物、およびターメリック抽出物を有する組成物。

【請求項 21】

請求項 20 に記載の組成物において、前記ブルーベリー濃縮物はバクシニウム・アングスティフィオリウム (Vaccinium angustifolium) を有し、前記トウガラシ抽出物はカプシクム・アンヌウム (Capsicum annuum) を有し、前記ターメリック抽出物はクルクマ・ロンガ (Curcuma longa) を有する組成物。

【請求項 22】

請求項 20 に記載の組成物であって、さらに、マンゴスチン果実抽出物を有するものである組成物。

【請求項 23】

請求項 22 に記載の組成物において、前記組成物は、等量のいずれか 1 つの抽出物もしくは濃縮物の、または前記抽出物と濃縮物との合計の 1.5 倍を超える抗酸化活性を有す

る組成物。

【請求項 24】

請求項 20 に記載の組成物であって、さらに、ベルガモット抽出物を有する組成物。

【請求項 25】

請求項 24 に記載の組成物において、前記ベルガモット抽出物はシトラス・ベルガミア・リッソ (*Citrus bergamia Rissso*) を有する組成物。

【請求項 26】

請求項 25 に記載の組成物において、前記組成物は、等量のいずれか 1 つの抽出物もしくは濃縮物の、または前記抽出物と濃縮物との合計の 1.5 倍を超える抗酸化活性を有する組成物。

【請求項 27】

請求項 20 に記載の組成物であって、さらに、マンゴスチン果皮抽出物を有する組成物。

【請求項 28】

請求項 27 に記載の組成物において、前記組成物は、等量のいずれか 1 つの抽出物もしくは濃縮物の、または前記抽出物と濃縮物との合計の 1.25 倍を超える抗酸化活性を有する組成物。

【請求項 29】

請求項 20 に記載の組成物であって、さらに、マンゴスチン果皮抽出物およびベルガモット抽出物を有する組成物。

【請求項 30】

治療的に有効な量で対象に投与された場合に酸化ストレスを調節する組成物を作成する方法であって、

リンゴ、ブドウ、緑茶、およびオリーブの抽出物を混合する工程であって、等量のいずれか 1 つの抽出物、または前記抽出物の合計によって提供される抗酸化活性よりも高い複合抗酸化活性を提供する量で混合する、前記混合する工程を有する方法。

【請求項 31】

請求項 30 に記載の方法において、

前記リンゴ抽出物は、マルス・プミラ (*Malus pumila*) の皮および果実の抽出物を有し、

前記ブドウ抽出物は、ヴィティス・ヴィニフェラ (*Vitis vinifera*) の種子の抽出物を有し、

前記緑茶抽出物は、カメリア・シンensis (*Camellia sinensis*) の葉の抽出物を有し、

前記オリーブ抽出物はオレア・エウロパエア・エウロパエア (*Olea europaea*) の葉を有する、方法。

【請求項 32】

請求項 30 に記載の方法において、前記リンゴ、ブドウ、緑茶、およびオリーブの抽出物は、約 1 : 1 : 1 : 1 の重量比で存在する方法。

【請求項 33】

請求項 30 に記載の方法において、前記リンゴ、ブドウ、緑茶、およびオリーブの抽出物は、約 6 : 1 : 3 : 1 の重量比で存在する方法。

【請求項 34】

請求項 30 に記載の方法であって、さらに、前記対象に少なくとも 1 つの二次治療剤を投与する工程を有する方法。

【請求項 35】

請求項 34 に記載の方法において、前記少なくとも 1 つの二次治療剤は、前記治療的に有効な組み合わせのリンゴ、ブドウ、緑茶、およびオリーブの抽出物と共に前記対象に共投与される方法。

【請求項 36】

請求項 3 4 に記載の方法において、前記少なくとも 1 つの二次治療剤は、ペルガモット、マンゴスチン、ベルベリン、アルギニン、シトルリン、グルタミン、亜鉛、ビート、ロクロ(10c10)、タンパク質、クルクミン、フィトステロール、魚油、CoQ10、ビタミン、繊維、イヌリン、およびこれらの組み合わせから成る群から選択されるメンバーを有する方法。

【請求項 3 7】

請求項 3 0 に記載の方法において、前記抗酸化活性は、ストレス関連性病態および代謝障害を調節する方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

本発明の特徴および利点は、以下の詳細な説明から明らかになると思われ、添付の図面と併せて、本発明の特徴と一緒に図示する。これらの図面は、単に例示的な実施形態を示しているだけであり、したがって、範囲を限定するものと考えるべきでないことは理解されよう。

この出願の発明に関連する先行技術文献情報としては、以下のものがある（国際出願日以降国際段階で引用された文献及び他国に国内移行した際に引用された文献を含む）。

(先行技術文献)

(特許文献)

(特許文献 1 ) 米国特許出願公開第 2010 / 0215783 号明細書

(特許文献 2 ) 米国特許出願公開第 2013 / 0123207 号明細書

(特許文献 3 ) 国際公開第 2014 / 088520 号

(特許文献 4 ) 米国特許出願公開第 2015 / 0056255 号明細書

(特許文献 5 ) 米国特許出願公開第 2009 / 0136469 号明細書

(特許文献 6 ) 国際公開第 2012 / 129683 号

(特許文献 7 ) 米国特許出願公開第 2006 / 0088643 号明細書

(特許文献 8 ) 米国特許出願公開第 2004 / 0023894 号明細書

(特許文献 9 ) 米国特許出願公開第 2005 / 048143 号明細書